

○厚生労働省令第八十五号

歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の六の規定に基づき、歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(臨床研修施設の指定)</p> <p>第三条 法第十六条の二第一項の指定は、次に掲げる区分に応じて行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 協力型(Ⅰ) 臨床研修施設 他の施設と共同して三月以上の臨床研修を行う病院又は診療所(前二号に該当するものを除く。)</p> <p>四 協力型(Ⅱ) 臨床研修施設 他の施設と共同して五日以上三十日以内の臨床研修を行う病院又は診療所(第一号及び第二号に該当するものを除く。)</p> <p>(単独型臨床研修施設の指定の申請手続)</p> <p>第四条 単独型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の四月三十日までに、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 指導歯科医(研修歯科医に対する指導を行う歯科医師をいう。以下同じ。)の氏名</p> <p>十三〇十五 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(管理型臨床研修施設、協力型(Ⅰ) 臨床研修施設及び協力型(Ⅱ) 臨床研修施設の指定の申請手続)</p> <p>第五条 前条の規定は、管理型臨床研修施設の指定の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び臨床研修施設群(第七条第三項</p>	<p>(臨床研修施設の指定)</p> <p>第三条 法第十六条の二第一項の指定は、次に掲げる区分に応じて行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 協力型臨床研修施設 他の施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所(第一号に該当するものを除く。)であつて、前号に該当しないもの(三月以上臨床研修を行うものに限る。)</p> <p>四 連携型臨床研修施設 他の施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所(第一号に該当するものを除く。)であつて、前二号に該当しないもの</p> <p>(単独型臨床研修施設の指定の申請手続)</p> <p>第四条 単独型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の六月三十日までに、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 指導歯科医(研修歯科医に対する指導を行う歯科医師をいう。以下同じ。)の氏名及び担当分野</p> <p>十三〇十五 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の指定の申請手続)</p> <p>第五条 前条の規定は、管理型臨床研修施設の指定の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び臨床研修施設群(共同して臨床</p>

第四号に規定する臨床研修施設群をいう。)を構成することとなる病院又は診療所相互間の連携体制を記載した書類」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設の指定の申請について準用する。この場合において、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第九号から第十一号までに掲げる事項を除く。)」と、「厚生労働大臣」とあるのは「管理型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の開設者を経由して厚生労働大臣」と、同条第二項中「前項第十号から第十四号まで」とあるのは「前項第十二号から第十四号まで」と、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「第三号に掲げる書類」と読み替えるものとする。

(指定の基準)

第六条 (略)

2 厚生労働大臣は、前条第一項の申請があつた場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、管理型臨床研修施設の指定をしてはならない。ただし、第一号において引用する前項第三号及び第四号に掲げる事項については、これらの号に係る協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の状況を併せて考慮するものとし、これに加えて、研修協力施設と共同して臨床研修を行うおととする場合にあつては、第一号において引用する前項第三号から第五号まで、第七号、第十号及び第十三号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

一 (略)

二 協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所との間で緊密な連携体制を確保していること。

研修を行う管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設をいう。)を構成することとなる病院又は診療所相互間の連携体制を記載した書類」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の指定の申請について準用する。この場合において、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第九号から第十一号までに掲げる事項を除く。)」と、「厚生労働大臣」とあるのは「管理型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の開設者を経由して厚生労働大臣」と、同条第二項中「前項第十号から第十四号まで」とあるのは「前項第十二号から第十四号まで」と、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「第三号に掲げる書類」と読み替えるものとする。

(指定の基準)

第六条 (略)

2 厚生労働大臣は、前条第一項の申請があつた場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、管理型臨床研修施設の指定をしてはならない。ただし、第一号において引用する前項第三号及び第四号に掲げる事項については、これらの号に係る協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の状況を併せて考慮するものとし、これに加えて、研修協力施設と共同して臨床研修を行うおととする場合にあつては、第一号において引用する前項第三号から第五号まで、第七号、第十号及び第十三号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

一 (略)

二 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所との間で緊密な連携体制を確保していること。

- 三 協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所が次項各号に適合していること。
- 三 厚生労働大臣は、前条第二項の申請があつた場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設の指定をしてはならない。
  - 一・二 （略）
- 四 （略）

（研修管理委員会等）

第七条 研修管理委員会は、臨床研修が適切に実施されるよう、臨床研修の実施状況の管理を行うとともに、研修プログラムの質の向上に努めなければならない。

- 二 単独型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならない。
  - 一・四 （略）
- 三 管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならない。
  - 一・三 （略）
- 四 当該病院又は診療所に係る臨床研修施設群（共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設、協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設をいう。以下同じ。）を構成する全ての臨床研修施設の研修実施責任者
- 五 （略）
- 四・五 （略）

（変更の届出）

第八条 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して一月以内に、その旨を厚生労働大臣に届

- 三 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所が次項各号に適合していること。
- 三 厚生労働大臣は、前条第二項の申請があつた場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定をしてはならない。
  - 一・二 （略）
- 四 （略）

（研修管理委員会等）

第七条 （新設）

- 二 単独型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならない。
  - 一・四 （略）
- 三 管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならない。
  - 一・三 （略）
- 四 当該病院又は診療所に係る臨床研修施設群（共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設をいう。以下同じ。）を構成するすべての協力型臨床研修施設の研修実施責任者
- 五 （略）
- 三・四 （略）

（変更の届出）

第八条 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して一月以内に、その旨を厚生労働大臣に届



第十四号までに掲げる事項を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(報告)  
第十二条 (略)

一〇八 (略)  
(削る)

2 前項の規定は、協力型(I)臨床研修施設及び協力型(II)臨床研修施設の報告について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項を記載した報告書に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを」とあるのは、「第一号から第七号までに掲げる事項を記載した報告書を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して」と読み替えるものとする。

(報告の徴収及び指示)  
第十三条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、臨床研修施設群については、管理型臨床研修施設の開設者又は管理者に対し、協力型(I)臨床研修施設及び協力型(II)臨床研修施設に関する第一項の報告の徴収又は前項の必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)  
第十四条 厚生労働大臣は、臨床研修施設が次の各号のいずれかに

に掲げる事項を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(報告)  
第十二条 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の開設者は、毎年四月三十日までに、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項を記載した報告書に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇八 (略)  
九 管理型臨床研修施設であるときは、前年度の臨床研修施設群を構成する病院又は診療所相互間の連携状況

2 前項の規定は、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の報告について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項を記載した報告書に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを」とあるのは、「第一号から第七号までに掲げる事項を記載した報告書を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して」と読み替えるものとする。

(報告の徴収及び指示)  
第十三条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、臨床研修施設群については、管理型臨床研修施設の開設者又は管理者に対し、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設に関する第一項の報告の徴収又は前項の必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)  
第十四条 厚生労働大臣は、臨床研修施設が次の各号のいずれかに

該当するときは、法第十六条の二第二項の規定により臨床研修施設の指定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設にのみ指定されている施設が臨床研修施設群から外れたとき。

四〇六 (略)

2 (略)

(指定の取消しの申請)

第十五条 (略)

2 協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ前項各号に掲げる事項を記載した申請書を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の特例)

第十九条 大学病院と共同して臨床研修を行うことにより、管理型臨床研修施設、協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設の指定を受けようとする者に対する第六条第二項又は第三項の規定の適用については、当該大学病院を管理型臨床研修施設、協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設の指定を受けようとする者とみなす。この場合において、当該大学病院が管理型臨床研修施設の指定を受けようとする者とみなされる場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(国の開設する臨床研修施設の特例)

第二十条 (略)

該当するときは、法第十六条の二第二項の規定により臨床研修施設の指定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 協力型臨床研修施設にのみ指定されている施設が臨床研修施設群から外れたとき。

四〇六 (略)

2 (略)

(指定の取消しの申請)

第十五条 (略)

2 協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ前項各号に掲げる事項を記載した申請書を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の特例)

第十九条 大学病院と共同して臨床研修を行うことにより、管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定を受けようとする者に対する第六条第二項又は第三項の規定の適用については、当該大学病院を管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定を受けようとする者とみなす。この場合において、当該大学病院が管理型臨床研修施設の指定を受けようとする者とみなされる場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(国の開設する臨床研修施設の特例)

第二十条 国の開設する臨床研修施設については、次の表の上欄に





## 附 則

### (施行期日)

- 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に存する協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設は、この省令による改正後の歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設とみなす。